

# 施設の利用予約をされる皆様へ

【特別優先(1年前)・第1優先(6ヶ月前)予約は、事務所に相談ください。】

※施設の利用予約は、下記の取り扱いとなります。ご注意ください。

※仮予約は、予約申込期限を過ぎると無効、また、利用許可申請期限を過ぎると予約は無効です。

※利用許可申請時に払い込んだ利用料は返却できません。ご注意ください。  
(利用料金が還付できるのは、災害や悪天候、施設の都合等の場合に限りです。)

※優先予約は、利用許可申請書に大会等開催要綱など必要書類も添えてください。

※利用料金の減額や免除を希望する場合は、利用許可申請時に『利用料金減額(免除)申請書(ピンク色)』も提出して下さい。

予約から利用許可申請・利用までのイメージ

予約区分	令和9年5月																																																						
	令和8年5月					令和8年11月					令和9年2月					令和9年3月					令和9年4月					令和9年5月																													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	...	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	...	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	...	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	...	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	...
<b>特別優先</b> 使用日の12ヶ月前の月の初日から予約可	仮予約始期	空き確認・仮予約	1週間以内							予約申込期限	(利用料金等を添えて)										利用許可申請期限	6ヶ月前まで										利用日																							
6ヶ月前の同日まで											キャンセルしても利用料金は還付できません																																												
<b>第1優先</b> 使用日の6ヶ月前の月の初日から予約可	仮予約始期	空き確認・仮予約	1週間以内							予約申込期限	(利用料金等を添えて)										利用許可申請期限	3ヶ月前まで										利用日																							
3ヶ月前の同日まで											キャンセルしても利用料金は還付できません																																												
<b>第2優先</b> 使用日の2ヶ月前の月の初日から予約可	仮予約始期	空き確認・仮予約	1週間以内							予約申込期限	(利用料金等を添えて)										利用許可申請期限	1ヶ月前まで										利用日																							
2ヶ月前の月の初日											1ヶ月前の同日まで										キャンセルしても利用料金は還付できません																																		
<b>その他</b> 使用日の1ヶ月前の月の初日から予約可	仮予約始期	空き確認・仮予約	1週間以内							予約申込期限	(利用料金等を添えて)										利用許可申請期限	前月の初日										利用日																							
前月の初日											キャンセルしても利用料金は還付できません																																												

特別優先 = ・国、県、市町村 ・県スポーツ協会、その加盟団体 ・100名以上が参加 ・農村交流センター宿泊者などが開催するスポーツ行事

第1優先 = 市スポーツ協会及びその加盟団体が主催するスポーツ大会

第2優先 = 市内住所者による行事。ただし、一施設一月につき40時間以内かつ土日祝日2回までが限度です。

その他 = 市外住所者による行事 及び 第2優先のただし書きの制限を超える行事

※行事 = ①大会及びその予選会 ②県民、市民を対象としたスポーツ教室・イベント等 ③練習(練習試合を含む)

不明な点は、宇佐市施設管理公社(宇佐市総合運動場武道場内、電話0978-37-3335) 又は最寄りの事務所にお問い合わせください。